

あきる野市新型コロナウイルスワクチン集団接種会場送迎タクシー利用助成事業

Q&A（第1版）

利用方法について

Q：かかりつけ医の個別接種会場でワクチン接種を受ける場合は、タクシー利用助成を受けることはできますか？

A：個別接種会場でワクチン接種を受ける場合は、助成を受けることはできません。

Q：ワクチン接種ではなく、診察目的で公立阿伎留医療センターに行く場合は、タクシー利用助成を受けることはできますか？

A：ワクチン接種以外の目的で公立阿伎留医療センターに行く場合は、助成を受けることはできません。

Q：対象者の付き添いで65歳未満の者が同乗した場合は、利用助成を受けることはできますか？

A：対象者が1人以上乗車していれば、65歳未満の者が付き添いで同乗していても助成を受けることができます。

Q：集団接種会場行く出発地は、自宅または市内のタクシー乗り場以外の場所でも利用助成を受けることはできますか？

A：集団接種会場行く出発地は、市内のどこでも助成を受けることができます。ただし、接種後の目的地は、自宅以外の場所を指定することはできません。

Q：集団接種会場でのワクチン接種後、スーパーで買い物をしてから自宅に帰る場合は、タクシー利用助成を受けることはできますか？

A：集団接種会場からスーパー等に立ち寄りをする場合は、助成を受けることはできません。

Q：市が指定するタクシー事業者以外の事業者のタクシーを利用した場合は、タクシー利用助成を受けることはできますか？

A：市が指定するタクシー事業者以外の事業者のタクシーを利用した場合は、助成を受けることはできません。

Q：タクシーで集団接種会場に到着後、ワクチン接種が終わるまで間、タクシーに待機してもらうことはできますか？

A：ワクチン接種が終了までの間、タクシーを待機させる場合は、助成を受けることはできません。ワクチン接種終了後に改めてタクシーの配車を依頼してください。

Q：タクシー利用助成はいつまで受けることができますか？

A：令和3年9月30日までが利用助成の対象期間です。

Q：自宅ではなく市内の障がい者施設に入所しています。入所施設から集団接種会場及び集団接種会場から入所施設への移動でタクシーを利用した場合も利用助成を受けることはできますか？

A：障がい者施設に入所している方は、入所施設を自宅とみなしてタクシーを利用していただき、助成を受けることができます。

支払い方法について

Q：夫婦と一緒に集団接種会場へ行く予定です。タクシーを利用した場合は、2人それぞれが自己負担分の500円を支払う必要がありますか？

A：複数人でタクシー1台を利用する場合は、利用対象者のうちどなたか1人が接種券を提示し、自己負担分の500円を支払ってください。それ以外の方は自己負担分を支払う必要はありません。

Q：障がい者手帳を持っています。タクシーの運賃割引（1割引）との併用はできますか。

A：障がい者割引との併用はできません。自己負担分500円を支払ってください。

Q：タクシーの乗務員への支払いでクレジットカードや交通系IC等を使うことはできますか？

A：自己負担分500円は、現金で支払ってください。

Q：タクシー利用助成を受けた場合、領収書は発行されますか？

A：自己負担分500円については、領収書が発行できますので乗務員に確認してください。

その他

Q：車椅子を利用していますが、タクシーを利用して集団接種会場に行くことはできますか？

A：タクシー事業者によって異なりますので、事業者を確認をしてください。

Q：心身障害者交通費等助成金支給事業の助成金を支給されていますが、タクシー利用助成を受けることはできますか？

A：65歳以上の方であれば、タクシー利用助成を受けることができます。